

意匠分類記号	意匠分類の名称
G1-000	その他の運搬、昇降又は貨物取扱用機械器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
G1-00	一	その他の運搬、昇降又は貨物取扱用機械器具
G1-01	全	背負い具
G1-03	全	滑車

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
G1-5200	積載架台
H2-440	電線引き留めリング
H2-4410	電線引き留めクランプ
J6-12	安全用親縄
J6-19	作業用安全フック、墜落防止用環
M3-04	連結環、カラビナ

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
畳運搬具	牽引具	背負い具
肩掛けバンド	滑車	

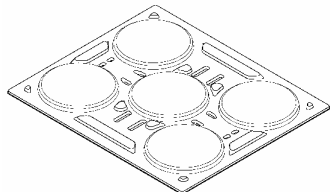
定義

運搬、昇降のための機械器具(運搬の概念は極めて広いが、鞆、幼児用背負い具、バケツ、ブックバンド等の身の回り品及び事務用品や、包装用品並びに車両、船舶、等は除外される。)又は貨物取り扱いのための専用機械器具が含まれる。

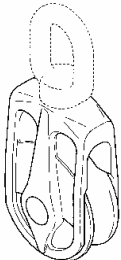
例えば

- ・ガラス板などを運搬するための(把手のついた)吸着具、
- ・山林において原木を落下させつつ運搬するときの減速装置部品、
- ・小容器に注入しやすいように大容器を支持する装置、
- ・フレームで構成されている幼児用背負い具やタンク用の背負い具など。

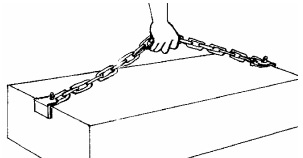
G1-000 登録 1135169
自動車ホイール積載用保護プレート



G1-000 登録 1152229
滑車



G1-000 登録 1035784
コンクリートブロック運搬具



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

コンベヤー用トロリーとして用いる滑車(下方にものを引っかけたり吸い付けたりしてコンベヤーレール上を走行するブラケットを持った滑車)は→G1-1900。

避難用緩降機に用いる滑車は→J6-29。

子守帯、子守用しよいこ等の、布地だけの幼児用背負い具は→B2-03:子守帯

緩衝材(スペーサー)について、

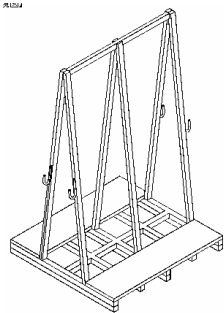
荷物と荷物或いは荷物と荷台との一時的固定や仮置きを主目的とするもの→G1-000

運搬(具)用及び包装用の緩衝材はどちらも「包装用緩衝具」に分類する→F4-921

G1-5100AB

登録 1134799

積載架台



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

--	--	--